

子育て世帯の生活を応援するために一時金を支給します！

子育て世帯への臨時特別給付金(追加給付金)

問 保健福祉課 福祉係 ☎42-2650

だれがもらえるの？

18歳以下の児童を養育していて、次の1～3のどれかに当てはまる方

- 1 令和3年9月分の児童手当を受給した方
- 2 高校生など(平成15年4月2日～平成18年4月1日生)を養育している方
- 3 令和4年3月31日までに生まれた新生児の児童手当を受給する方

※児童手当特例給付の受給者は、対象外です。

いくらもらえるの？

- ・12月中に支給を受けた方の追加支給
→ 児童1人あたり 5万円(現金)
- ・高校生などの保護者及び児童(新生児含む)の保護者が公務員の方
→ 児童1人あたり 一括10万円(現金)

申請は必要なの？

申請が必要な方

- 1 高校生もしくは同年齢の対象児童がいる方
- 2 児童(新生児含む)の保護者が公務員の方

申請方法

- ・申請書をホームページからダウンロードするか、役場または各支所で受け取ってください。
- ・申請書に必要な書類を添付し、役場または各支所へ提出してください。(郵送可)

※必要な書類は申請書をご確認ください。

例) 口座番号、所得状況、扶養関係などがわかる書類など

申請期間

令和4年1月6日(木)～3月31日(木)
(新生児については4月30日(土)まで)

申請がいない方

- 1 令和3年9月分の児童手当の対象の方
(辞退される場合は、手続きが必要になります)
- 2 新生児の児童手当の手続きをした方

いつもらえるの？

- ・12月中に支給を受けた方の追加支給
→ 1月中旬予定
- ・高校生などの保護者及び児童(新生児含む)の保護者が公務員の方
→ 申請に応じて1月から順次

所得制限の限度額は？

下表の所得制限限度額を超える方は受給できません。

扶養親族等の数 (税法上の人数)	所得制限限度額	給与収入の目安
0人	622万円	833万円
1人	660万円	875万円
2人	698万円	917万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円
5人	812万円	1,040万円

※父母など、ともに所得がある場合は、「主たる生計維持者」の所得を判定します。

※老人控除対象配偶者または老人扶養親族(所得税法に規定する)がいる方は、当該者1人につき、上記の所得制限限度額に6万円を加算した額になります。

※扶養親族が6人以上の所得制限限度額は、1人につき38万円を加算した額になります。

これも忘れずに!

子育て世帯生活支援特別給付金

上記でご案内した臨時特別給付金(追加給付金)ではなく、すでに実施されている給付金です。

まだ申請をしていない方は、

令和4年2月28日(月)までに、役場または各支所で申請をしてください。

※詳しくは、QRコードを読み取ってご確認くださいか、お問い合わせください。



(町広報5月号13ページ、7月号17ページにも掲載しています)